

制 度	新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予
支 援 の 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、後期高齢者医療保険料を納めることが困難なときは、保険料を減免、あるいは徴収を猶予できる場合があります</p> <p>【保険料の減免】</p> <p>○減免となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡または心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき <p>○減免額</p> <p>所得減少割合に応じて保険料を減免</p> <p>【保険料の徴収猶予】</p> <p>○猶予となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡または心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき <p>○猶予期間</p> <p>申し出から6か月以内</p>
活 用 で き る 方	<p>【減免】</p> <p>保険料賦課の元となった年中の合計所得金額が1,000万円以下</p> <p>【徴収猶予】</p> <p>猶予となる条件に該当する後期高齢者医療被保険者</p>
必 要 な も の	<p>【減免】</p> <p>① 収入を確認できる書類（確定申告書の控え 給与支払明細書、源泉徴収票、年金支払通知書など）</p> <p>② 休廃業届または退職したことが分かる書類</p> <p>【徴収猶予】</p> <p>① 申請書</p> <p>② 徴収猶予を必要とする理由を証明する書類</p>
申 請 の 期 限	<p>【減免】 令和3年度内の提出期限は令和4年3月31日</p> <p>【徴収猶予】 猶予を受けようとする納期の納期限</p>
問 い 合 わ せ	<p>保健福祉課 国保医療係（トリムセンター内）</p> <p>TEL：0156-66-1311 FAX：0156-66-1818</p>